

医師・看護師・医療従事者の負担及び 処遇の改善に資する取り組み

① 【医師の負担軽減及び処遇改善に資する体制】

●勤務医の勤務状況の把握等

勤務状況の把握内容 → ③医療従事者の事項に準ずる

●勤務時間（常勤勤務医） 平均週32時間 月あたり平均当直回数0回

●医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

初診時の予診の実施（看護師）

入院の説明の実施（看護師・相談職）

服薬指導（薬剤師）

静脈採血・静脈注射等の実施（看護師）

人工透析機器の操作・管理（臨床工学技士）

検査手順の説明の実施（看護師）

栄養サポートチームの実施（管理栄養士・看護師・薬剤師・言語聴覚士）

疾患別クリニカルパスの運用（看護師）

超音波検査のスクリーニング検査（臨床検査技師）

医師事務作業の補助（事務職）

●地域医療機関や関連事業所との連携

地域連携クリニカルパスの運用（大腿骨頸部骨折・脳卒中・心不全）

医療機関および関連事業所との連携調整

診療の予約連絡調整・転院調整

紹介状・返書の事務処理

退院先の紹介、患者・家族との相談や連絡調整

- 多職種からなる役割分担推進のための委員会・計画・取組事項の公開

③医療従事者の事項に準ずる

② 【看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制】

- 看護職員の勤務状況の把握等

勤務状況の把握内容 → ③医療従事者の事項に準ずる

- 勤務時間 週40.5時間（うち時間外労働 0.5時間）

- 多職種からなる役割分担推進のための委員会・計画・取組事項の公開

③医療従事者の事項に準ずる

【看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容】

- 業務量の調整

時間外労働が発生しないような業務量の調整

業務の標準化によるシステム構築

- 看護職員と多職種との業務分担

関係職種：薬剤師・リハビリ職種（理学療法士・作業療法士

・言語聴覚士）・臨床検査技師・臨床工学技士・事務職

部署間における業務の標準化

- 看護補助者の配置

事務的業務を行う看護補助者の配置

看護補助者の夜間配置

- 多様な勤務形態の導入

短時間正規雇用の看護職員の活用

希望にかなった勤務体制

柔軟な勤務体制の工夫

●妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

院内保育所の設置

夜勤の減免制度

休日勤務の制限制度

半日・時間単位休暇制度

所定労働時間の短縮

●夜勤負担の軽減

交代制勤務の種別：2交代

夜勤専従者の確保

月の夜勤回数の上限定

夜勤の連続回数が2連続（2回）まで

11時間以上の勤務間隔の確保

夜勤後の暦日の休日の確保

仮眠2時間を含む休憩時間の確保

16時間未満となる夜勤時間の設定

●研究会、勉強会の実施時間

研修会、職場での勉強会は勤務内での実施の推進

●安定的な欠員補充と定着促進

引き続き継続していく

③【医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画の具体的な取組内容】

●勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

●前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保

- 交代勤務制・複数主治医制の実施
- 育児・休業法第23条第1項、同条第3項または同法第24条の規定
による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- 院内保育所の設置
- 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
- 専門医療従事者の事務作業補助者の配置による事務作業の負担軽減
- 育児休業・介護休業の導入
- 医療従事者の勤務状況の把握等
勤務時間の具体的な把握方法（タイムカードによる管理）
年次有休休暇取得率、育児休業・介護休業の取得率の把握
- 多職種からなる役割分担推進のための委員会
業務改善対策委員会
年12回（月1回）開催 参加人数：平均12人参加
参加職種：医師・薬剤師・看護職員・リハビリ職・放射線技師・
臨床検査技師・管理栄養士・相談職・事務職

2020年8月改訂

医療法人社団水生会 柴田病院

院長 柴田 大明